

「輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（案）」等の一部改正案に対する意見公募手続の結果について

令和7年3月3日
経済産業省
貿易管理課

「輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（案）」等の一部改正案に対する意見募集について、令和6年12月6日から令和7年1月10日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	昨今、中国などからの模倣品や不正薬物の流入が世界的に問題視されており、各国の税関が目をつけているところであるが、模倣品に関してはすでに一部が日本を經由してアメリカなどに流入し、問題となっている。日本の税関は、輸入に関しては日本の税金に関わるため多少の検査はするが、輸出に関しての検査はザルである。悪質な事業者が申告内容を偽るなどして対象の化学物質の輸出を試みる場合、果たして税関で検知できるのだろうか？また、仮に検知できたとして、その事業者が「承認が必要だったと知らなかった」と言った場合、罰金や拘束刑もなく、解放してしまうのではないだろうか？正直者だけがバカを見る制度にならないか心配している。	ご意見ありがとうございます。今後も、条約その他の国際的な合意等を我が国として履行するため、適切な輸出管理に努めてまいります。なお、外国為替及び外国貿易法に違反した者に対しては、罰則や行政制裁の対象となることがあります。

※なお、上記ご意見の他、意見募集要領、省令案、通達案のPDFの読み込みの際にエラーが発生しておりましたが、意見募集手続を開始した令和6年12月6日午前11時30分頃、当該事象は解消いたしました。